会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第947号
令和4年8月17日

郡市・大学医師会長　　殿

埼玉県医師会長　　金井　忠男
（公印省略）

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与および
てんかんに関する研修会の開催について

標記の件につきまして、埼玉県教育委員会教育長から別紙のとおり通知がありました。

本件については、てんかんに関する必要な専門的知識を習得するとともに、適切に対応できる体制を整えるため、埼玉県教育委員会が主催し、別紙のとおりてんかんに関する研修会を開催いたします。

つきましては、お手数をおかけいたしますが、貴会に所属する学校医等へご周知くださいますようお願いいたします。

なお、本研修会に参加を希望される場合、事前登録が必要となりますので、別添申込み手順をご確認のうえ、ＵＲＬ（ＱＲコード参照）から申込ください。

担　当：業務Ⅰ課　石川
ＴＥＬ：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

草加八潮医師会
収受
4.8.18
第545号

教保体第７４３－２号
令和４年７月２８日

一般社団法人埼玉県医師会会長
一般社団法人埼玉県歯科医師会会長　様
一般社団法人埼玉県薬剤師会会長

埼玉県教育委員会教育長

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について（通知）

令和４年７月１９日付けで文部科学省初等中等教育局長から別添写しのとおり事務連絡がありましたので、お知らせします。

担　当：県立学校部 保健体育課
　　健康教育・学校安全担当　龍野雅美
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

写

教保体第７４３－１号
令和４年７月２８日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所（支所）長
様

埼玉県教育委員会教育長

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について（通知）

令和４年７月１９日付けで文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から別添写しのとおり事務連絡がありました。

この通知では、てんかんの発作時に教職員が口腔用液（ブコラム®）を投与することついて、一定の条件を満たした場合には医師法違反とならないという解釈が示されています。

なお、一連の行為の実施に当たっては、別紙１及び下記に御留意の上、適切な対応をお願いします。

各市町村教育委員会におかれましては、貴管下の各学校に周知をお願いします。

記

1　今回の措置は、てんかん発作時で生命が危険な状態等である場合に限定されること。

2　やむを得ない場合には当該児童生徒に口腔用液（ブコラム®）を使用することについて、児童生徒及びその保護者が希望し、具体的に学校に依頼していること。

3　使用する場面について、どのような状態が該当するかは、医師が作成した口腔用液（ブコラム®）使用の際の指示事項が記載された書面を確認の上、保護者から説明を受けること。

4　当該児童生徒及びその保護者が事前に医師から指示を受ける書面には以下の内容が記載されていること。

（１）児童生徒の氏名
（２）医療機関名、主治医名、連絡先
（３）学校においてやむを得ず口腔用液（ブコラム®）を使用する必要性が認められる児童生徒であり、これまでにこの口腔用液を使用したことがあること
（４）口腔用液（ブコラム®）の名称・１回分の量及び効能

（５）口腔用液（ブコラム®）の使用の際の留意事項

ア　口腔用液（ブコラム®）を投与する必要がある生命が危険な状態等の具体的様子

イ　口腔用液（ブコラム®）を投与する時期

例）けいれん発作が起きて５分以上続いたら投与する　など

ウ　口腔用液（ブコラム®）の投与方法

エ　口腔用液（ブコラム®）の投与により副作用がある場合の処置の方法

オ　その他注意する点

5　口腔用液（ブコラム®）を使用する際には次の点に留意すること。

（１）児童生徒が、緊急時にやむを得ず口腔用液（ブコラム®）を使用することが認められる児童生徒本人であることを改めて確認すること。

（２）口腔用液（ブコラム®）の投与の際の留意事項に対する書面の記載事項を遵守すること。

（３）衛生上の観点から、手袋を装着した上で口腔用液（ブコラム®）を投与すること。

【参考】ブコラム.jp（武田薬品工業株式会社ホームページ）

ブコラム.jp ｜ 武田薬品工業株式会社（buccolam.jp）

6　医薬品を学校で預かる場合には、「学校における薬品管理マニュアル」（学校における薬品管理マニュアル（gakkohoken.jp）　、

財団法人日本学校保健会　平成２１年７月）を参照すること。

他の児童生徒から預かった医薬品と混同し、誤投薬を起こすことのないように気を付け、使用期限にも注意すること。

7　当該児童生徒の保護者又は教職員は、口腔用液（ブコラム®）を使用した後、当該児童生徒を必ず医療機関を受診させること。また、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応に備えること。

8　対応に当たっては、特定の教職員に任せずに組織的に対応するよう、口腔用液（ブコラム®）の投与方法等について事前に確認するなど、校内体制の整備に万全を期すること。

9　てんかんという疾病の特性上、当該児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等、適切に対応すること。

10　今回の通知は、てんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与についてであり、他の疾患については、これまでと同様に対応すること。

担　当：健康教育・学校安全担当 脇田・龍野
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

収受
埼玉県教育委員会
'22.07.19
教保体
第　号

写

事　務　連　絡
令和４年７月19日

各都道府県・市区町村保育主管課
各都道府県・市区町村地域子ども・子育て支援事業主管課
各都道府県・市区町村認可外保育施設主管課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県・指定都市教育委員会幼稚園事務担当課
各都道府県私立学校主管部課　御中
各都道府県・指定都市・中核市教育委員会地域学校協働活動担当課
附属学校を置く各国立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第１項の認定を
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）付
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課
文部科学省初等中等教育局幼児教育課
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
厚生労働省子ども家庭局総務課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について

平素より学校等の保健の推進に御尽力いただき御礼申し上げます。

さて、学校における児童生徒等のてんかん発作時における教職員等による坐薬挿入については、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について」（平成28年２月29日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）、「学校におけるてんかん発作時の坐薬挿入について（依頼）」（平成29年８月22日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）において、お示しをしているところです。

また、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室等におけるてんかん発作時の坐薬挿入についても、「教育・保育施設等におけるてんかん発作時の坐薬挿入に係る医師法第17条の解釈について」（平成

29年8月22日付け内閣府子ども・子育て本部参事官（認定こども園担当）、文部科学省生涯学習政策局社会教育課長、厚生労働省医政局医事課長、厚生労働省子ども家庭局保育課長、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長連名通知）においてお示しをしているところです。

今般、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において児童生徒等がてんかんの発作を起こした場合に、当該児童生徒等に代わって教職員等が口腔用液（ブコラム®）の投与を行うことについて、文部科学省等から厚生労働省医政局医事課に対して別紙1のとおり照会を行ったところ、別紙2のとおり回答がありましたので、お知らせいたします。

また、ブコラム®を使用した場合には、てんかん発作を起こした児童生徒等が受診することとなる医療機関の医療従事者が、使用済みの容器をもとにその投与状況を確認するため、当該医療従事者又は救急搬送を行う救急隊に使用済みの容器を受け渡すとともに、実施した内容を伝える等の対応が必要となります。

なお、0～6ヵ月の乳児に対しては、保育所等においてブコラム®を預かり、職員等が投与することは想定されていません。

ブコラム®の使い方等を理解するに当たっては、武田薬品工業株式会社のホームページ（https://www.buccolam.jp/）も御参照ください。

また、本事務連絡は消防庁と協議済みであることを申し添えます。

つきましては、都道府県・市町村保育主管課、地域子ども・子育て支援事業主管課及び認可外保育施設主管課におかれては域内の保育所、放課後児童健全育成事業の事業者及び認可外保育施設に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所管の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国立大学法人担当課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成14　年法律第189　号）第12　条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して周知されるようお願いいたします。

以上

別紙１

府子本第７６６号
４初健食第１７号
子総発０７１４第１号
子保発０７１４第１号
子子発０７１４第１号
令和４年７月１４日

厚生労働省医政局医事課長　殿

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
（　公　印　省　略　）

医師法第17条の解釈について（照会）

標記の件について、下記のとおり照会しますので、御対応くださるようお願い申し上げます。

記

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等（以下「学校等」という。）で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童（以下「児童等」という。）がてんかんによるひきつけを起こし、生命が危険な状態等である場合に、現場に居合わせた教職員を含む職員又はスタッフ（以下「教職員等」という。）が、口腔用液（「ブコラム®」）を自ら投与できない本人に代わって投与する場合が想定されるが、当該行為は緊急やむを得ない措置として行われるものであり、次の４つの条件を満たす場合には、医師法違反とはならないと解してよろしいか。

①　当該児童等及びその保護者が、事前に医師から、次の点に関して書面で

指示を受けていること。

・　学校等においてやむを得ずブコラム®を使用する必要性が認められる児童等であること

・　ブコラム®の使用の際の留意事項

② 当該児童等及びその保護者が、学校等に対して、やむを得ない場合には当該児童等にブコラム®を使用することについて、具体的に依頼（医師から受けたブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面を渡して説明しておくこと等を含む。）していること。

③ 当該児童等を担当する教職員等が、次の点に留意してブコラム®を使用すること。

・　当該児童等がやむを得ずブコラム®を使用することが認められる児童等本人であることを改めて確認すること

・　ブコラム®の使用の際の留意事項に関する書面の記載事項を遵守すること

④ 当該児童等の保護者又は教職員等は、ブコラム®を使用した後、当該児童等を必ず医療機関で受診させること。

別紙２

医政医発 0715 第２号
令和４年７月 15 日

内閣府子ども・子育て本部参事官（認定子ども園担当）
文部科学省総合教育政策局地域学習推進課長
文部科学省初等中等教育局幼児教育課長
文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
厚生労働省子ども家庭局総務課長
厚生労働省子ども家庭局保育課長
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長
殿

厚生労働省医政局医事課長
（ 公 印 省 略 ）

医師法第 17 条の解釈について（回答）

令和４年７月 14 日付け府子本第 766 号、４初健食第 17 号、子総発 0714 第１号、子保発 0714 第１号、子子発 0714 第１号をもって照会のあった件について、下記のとおり回答いたします。

記

貴見のとおり。

なお、一連の行為の実施に当たっては、てんかんという疾病の特性上、学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等において在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童のプライバシーの保護に十分配慮がなされるよう強くお願いする。

教保体第８２６―５号
令和４年８月１７日

一般社団法人埼玉県医師会会長　様

埼玉県教育委員会教育長
（　公　印　省　略　）

令和４年度てんかんに関する研修会の開催について（通知）

標記について、別添写しのとおり県立学校及び市町村教育委員会等に通知しましたので、お知らせします。

つきましては、貴会会員の出席について御配慮をお願いいたします。

県立学校部保健体育課
健康教育・学校安全担当　脇田・龍野
電　話：048-830-6963
E-mail：a6960-02@pref.saitama.lg.jp

写

教保体第８２６－１号
令和４年８月１７日

各県立学校長　様

教育長

令和４年度てんかんに関する研修会の開催について（通知）

学校におけるてんかんの管理や発作時の対応について、令和４年７月２８日付け教保体第７４３－１号「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」等の動向を含め、てんかんに関する必要な専門的知識を習得するとともに、適切に対応できる体制を整えるため、標記研修会について、別添要項のとおり開催いたします。

つきましては、貴所属関係教職員の出席について御配慮願います。出席を希望する場合は、下記より直接お申込みください。

また、本研修会は学校医も対象としています。貴校の学校医に別添教保体第８２６－３号通知を御送付いただきますようお願い申し上げます。

なお、本研修会に係る、学校医への費用弁償はありません。

記

１　参加対象　・公立小、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員
・市町村教育委員会、教育事務所の職員

２　申込期間　令和４年８月２２日（月）午前９時～９月９日（金）午後３時

３　申込方法　埼玉県電子申請・届出サービスによる（別添資料）

４　そ の 他　定員に達し次第、期限前でも締め切りますので御了承ください。

担　当：県立学校部 保健体育課
健康教育・学校安全担当　脇田・龍野
電　話：048-830-6963
ＦＡＸ：048-830-4971
E-mail：a6960-07@pref.saitama.lg.jp

写

教保体第８２６－２号
令和４年８月１７日

各市町村教育委員会教育長
各教育事務所（支所）長　様

埼玉県教育委員会教育長

令和４年度てんかんに関する研修会の開催について（通知）

学校におけるてんかんの管理や発作時の対応について、令和４年７月２８日付け教保体第７４３－１号「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」等の動向を含め、てんかんに関する必要な専門的知識を習得するとともに、適切に対応できる体制を整えるため、標記研修会について、別添要項のとおり開催いたします。

つきましては、貴管下関係教職員及び貴所属関係職員の出席について御配慮願います。出席を希望する場合は、下記より直接お申込みください。

また、本研修会は学校医も対象としています。各学校の学校医の参加についてもご配慮願います。

学校医への周知については、別添教保体第８２６－３号通知を活用するなどしてお知らせください。

記

１　参加対象　・公立小、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員
・市町村教育委員会、教育事務所の職員

２　申込期間　令和４年８月２２日（月）午前９時～９月９日（金）午後３時

３　申込方法　埼玉県電子申請・届出サービスによる（別添資料）

４　そ の 他　・定員に達し次第、期限前でも締め切りますので御了承ください。
・複数校を兼務されている学校医もおられます。一人の学校医に複数校からそれぞれ連絡しますと診療に支障をきたすとの御意見が寄せられております。案内が重ならないように御配慮ください。

担　当：県立学校部 保健体育課
健康教育・学校安全担当　脇田・龍野
電　話：048-830-6963
ＦＡＸ：048-830-4971
E-mail：a6960-07@pref.saitama.lg.jp

写

教保体第８２６－３号
令和４年８月１７日

各学校医　様

埼玉県教育委員会教育長
（　公　印　省　略　）

令和４年度てんかんに関する研修会の開催について（通知）

学校におけるてんかんの管理や発作時の対応について、令和４年７月２８日付け教保体第７４３－１号「学校等におけるてんかん発作時の口腔用液（ブコラム®）の投与について」等の動向を含め、てんかんに関する必要な専門的知識を習得するとともに、適切に対応できる体制を整えるため、標記研修会について、別添要項のとおり開催いたします。
出席を希望する場合は、下記より直接お申込みください。
なお、講師への質問等は、電子申請システムによる申込みの際に併せて御入力ください。

記

１　日　時
令和４年９月２８日（水）　午後３時００分～４時１５分
（サイトオープン：午後２時４０分）

２　開催方法
Ｚｏｏｍによるオンライン研修
※申し込まれた方に、後日ＩＤとパスワードをお知らせします。

３　申込期間　　令和４年８月２２日（月）午前９時～９月９日（金）午後３時

４　申込方法　　埼玉県電子申請・届出サービスによる（別添資料）

５　そ の 他　　・定員に達し次第、期限前でも締め切りますので御了承ください。
・希望される場合は、ブコラム練習用形状見本の貸与が可能です。
（詳細については「４　申込方法」の埼玉県電子申請・届出サービスによる申し込みフォームご確認ください）

担　当：県立学校部 保健体育課
健康教育・学校安全担当　脇田・龍野
電　話：048-830-6963
ＦＡＸ：048-830-4971
E-mail：a6960-07@pref.saitama.lg.jp

令和４年度　てんかんに関する研修会　開催要項

１　趣　旨

てんかんに関する最新の動向及び必要な専門的知識を習得するとともに、学校におけるてんかんの管理や、発作時に適切に対応できる体制を整えることを目的として実施する。

２　主　　催　埼玉県教育委員会　埼玉医科大学病院（埼玉県てんかん診療拠点機関）

３　後　　援　一般社団法人埼玉県医師会、埼玉県医師会学校医会

４　日　　時　令和４年９月２８日（水）　午後３時から午後４時１５分
（サイトオープン　午後２時４０分）

５　開催方法　Ｚｏｏｍによるオンライン研修（定員４５０人）
※申し込まれた方に、後日ＩＤとパスワードをお知らせします。

６　対　　象　・公立小、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の教職員
・市町村教育委員会、教育事務所の職員
・県内公立の幼稚園、小・中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校の学校医

７　申　　込

（１）申込期間　　令和４年８月２２日（月）午前９時～９月９日（金）午後３時

（２）申込方法　　電子申請システムによる事前申込み
※定員に達し次第、期限前でも締め切りますので御了承ください。

８　日　　程

14:40	15:00	15:10		16:10	16:15
サイトオープン	開会	講義			閉会

９　内　　容

（１）講　　演　演題：現場で役立つ小児てんかんの知識
－発作時の口腔用液ブコラムの使用方法を中心に－
講師：埼玉県てんかん診療拠点機関　埼玉医科大学病院小児科教授
てんかんセンターセンター長　　山内 秀雄　氏

てんかん研修会
（参加費無料：インターネット配信）



2022年9月28日（水）15:00～16:15

「現場で役立つ小児てんかんの知識～発作時の口腔用液ブコラムの使用方法を中心に～」

講師： 山内秀雄

埼玉医科大学病院
てんかんセンターセンター長、小児科学教授

学校、保育所、幼保連携型認定こども園、放課後児童健全育成事業、放課後子供教室、認可外保育施設等で在籍する幼児、児童、生徒又は利用する児童がてんかんによるけいれんを起こした場合、教職員等が、けいれん発作を止めるための薬剤である口腔用液（「ブコラム」を投与することが可能になりました。本研修会では小児科専門医・てんかん専門医の立場から、教育現場での小児てんかん発作に対する対処法についてブコラムの使用方法を中心に学びたいと思います。

参加方法：以下のURL又はQRコードから申込フォームに入り、必要事項を入力してください。
https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37941

共催：埼玉県教育委員会・ 埼玉医科大学病院（埼玉県てんかん診療拠点機関）
後援：埼玉県医師会 埼玉県医師会学校医会

別添

【令和４年度　てんかんに関する研修会　申込み手順】

１　申込受付期間

令和４年８月２２日（月）午前９時　～　令和４年９月９日（水）午後３時まで

※定員（５００人）に達した場合、受付期間中であっても締め切りますので御了承ください。

２　申込み手順

①埼玉県電子申請システムのＵＲＬ又はＱＲコードから、申請画面を表示する。

【ＵＲＬ】

https://s-kantan.jp/pref-saitama-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=37941

【ＱＲコード】

②「埼玉県電子申請・届出サービス（利用者ログイン）」の画面が表示されたら、「利用者登録　せずに申し込む方はこちら＞」を選択します。

③「手続き説明」の画面が表示されたら、利用規約を確認の上、「同意する＞」を選択します。

④「申込」の画面が表示されたら、必要な項目を入力し、「確認へ進む＞」を選択します。

【入力する内容】
（必須）・所属　　・職名　　・氏名（ふりがな）　・メールアドレス
（任意）・講義内容に関する質問

※登録する際のメールアドレスは、研修会資料等の容量の大きい添付ファイルが受け取れるよう携帯アドレス以外で登録してください。

⑧「申込確認」の画面が表示されたら、「申し込む＞」を選択します。

⑨「受付完了」の画面が表示されたら、申し込みは完了です。

⑩申し込まれた方に、令和４年９月２２日（月）までに研修会参加用Zoom会議アカウントのＩＤ及びパスワードをメールにて送付します。
９月２６日時点でメールが確認できなかった場合は、担当までお問い合わせください。
なお、当日の対応は致しかねますのであらかじめご承知おきください。

３　その他

○申込受付期間以外は、アクセスできません。

○県が所有するＷＥＢ会議用アカウントを利用するため、以下の要件を満たしているかを申請の際に確認します。セキュリティ上必要な要件のため、御対応ください。

①使用するPC等のOSやアプリケーションソフトはサポート中である（Windows7・XP等は不可）
②使用するPCは必ずウイルス対策ソフトを導入し、最新の定義である
③画面や音声が関係者以外の目や耳に触れない場所で参加する
④使用する回線は参加者本人もしくは所属する組織が管理するものである